昭和四四年度決算を認定

第四回定例村議会

昭和四十五年第四回定例村議会は、昭和四十五年十二月十八日に召集され、十二月二十六日迄の会期を二日間残して、十二月二十四日に閉会されました。

この定例会において議決された主な議件とその要旨を次のとおりお知らせいたします。

一、新潟県町村人事事務組合、その他一部事務組合の規約改正等について

この議件は、去る十一月一日に北蒲原郡豊栄町が市制を施行したことに伴ない、その名称を変更し、あるいは町村だけで組織している組合からは脱退するに必要な手続きとして関係市町村の議決を求めて来たもので、満場一致で可決されました。

二、白根市外三村消防事務組合を組織する地方公共団体の数の増加と規約の変更について

昨年十一月に発足した「白根市外三村消防事務組合」に中蒲原郡小須戸町より加入の申込みがありこれを組合執行部及び議会で協議を重ねてきたところでありますが広益的な見地から組合では妥当と認め、関係市村の議決を求めて来たものであります。本村議会もこの趣旨から加入を妥当と認め、議決されました。

三、月潟村総合開発計画審議会条例の制定

最近における高度な経済成長とそれに伴なう人口の流動による過疎、過密現象が激化するなかで、それぞれの自治体がその地域においてどのような役割をもって進むべきか、あるいはどのように成長すべきかなど将来の計画を作成し社会情勢の変化に即応した行政ができるよう、それぞれ「長期計画」を策定する必要があるということから、昭和四十四年に地方自治法の一部改正が行なわれ「基本構想」を作成することが義務付けられました。

これを受けて本村の構想を作成するにあたって村長の考え方のみでなく、広く住民からその意見をきくことを目的として、諮問機関としての「総合開発計画審議会」を設置するもので、全会一致で可決されました。

四、月潟村職員の給与に関する条例の一部改正

昨年の八月に人事院は国家公務員の給与について改定するよう政府に対して勧告しました。

これに伴ない地方公務員に対しても同様の改定が行なわれたもので平均一二・六七%の引上げとなりました。

五、昭和四十五年度国民健康保険特別会計補正予算（第二号）及び国保診療所特別会計補正予算（第三号）並びに簡易水道特別会計補正予算（第二号）

この三特別会計とも職員の給与改定に対する予算措置をしたものです。

六、昭和四十五年度一般会計補正予算（第四号）

今回の補正額は、一一、〇七八千円で、当初からの累計では一五一、四八二千円となりました。その主なものは職員給与改定分四、八六九千円、県単共同施工事業、「針ケ曽根用水機」外三ケ所一、二九八千円、農道舗装追加二、二〇〇千円などです。

七、昭和四十四年度各会計決算の認定について

総額一九二、七四三千円の一般会計外三特別会計の決算は、監査委員の意見書を参考に審議されましたが、妥当として認定されました。

村のふところ

ー昭和四十四年度決算状況ー

村では皆さんからいただいた税金がどのようになったか昭和四十四年度の決算からお知らせします。

村の会計では前年度に引き続き一般会計と特別会計に区分して収入支出をあらわすことになっています。まとめてみますと次の表になります。

（単位　千円）

会計区分		収入	支出	差引残金
一般会計		136704	132921	3783
特別会計	国保事業会計	29822	28285	1537
	国保直診会計	9121	12141	△ 3020
	簡易水道会計	7921	19395	△11474
合計		183568	192742	△ 9174

※ △は赤字会計です。

一般会計

昭和四十四年度は前年に比らべて収入では一・三六%増加しました。その中で特に地方交付税が二四、三〇三千円が多く交付されて村のふところを健全にし前年に引き続き皆さんの協力によって道路改良等の仕事をおし進めることができました。

又、収入と支出は前の表にあらわしたとおりですが、昭和四十三年の繰越金を差し引きますと一、六六四千円が積み加えられたことになります。

又、新らしく中学校学校給食室建設積立金五〇万円が積立てられております。ではこの会計の収入と支出をさらにくわしく図にいたしますと次のようになります。

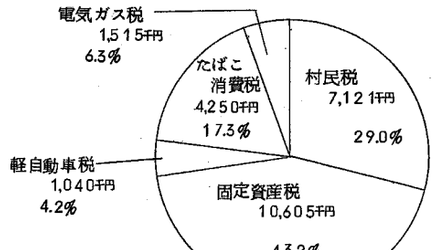

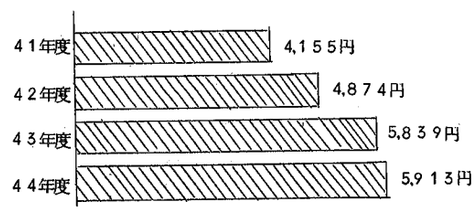

役場の日誌

12月1日～31日

12月1日　広報編集委員会
2日　農業委員会
5日　金婚者記念品贈呈
7日　除雪対策会議
7日　果樹振興計画打合せ
8日　x線精密検査
10日　決算審査
11日　同じ
12日　青少年対策幹事会議
21日　庁内会議
41日　成人式打合せ会議
51日　選挙管理委員会
51日　民生委員会
51日　教育委員会定例会
71日　決算審査
81日　農業委員会
21～24日　定例村議会
右に同じ

収入の組み立て

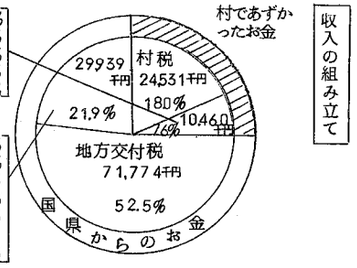

使用料及び手数料	498千円	0.4%
財産収入	22千円	0.2%
繰入金	1,000千円	0.7%
繰越金	2,118千円	1.5%
諸収入	6,623千円	4.8%
自動車取得税交付金	2,270千円	1.7%
国庫支出金	7,131千円	5.2%
県支出金	10,609千円	7.8%
寄附金	1,250千円	0.9%
村債	4,400千円	3.2%
分担金及負担金	4,279千円	3.1%

お金はこのように使われました

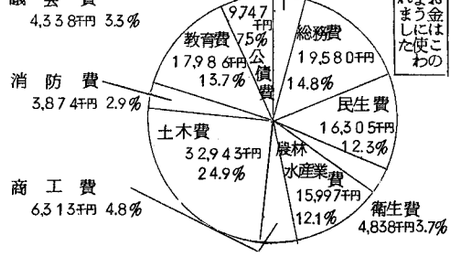

特別会計

この会計はそれぞれの目的を定め三つに区分されています。その収入支出についてあらましをお知らせいたしますと国保会計では年度内の収支では一、一二五千円が繰越され直診会計と水道会計では前年に引き続き繰上充用金という支出が収入よりも多い赤字の会計でその不足金は一時借入金によってまかなわれている状況ですが前年に引き続き直診会計で一、一一二千円、簡易水道会計八三六千円の返済があり徐々に赤字が少くなります。それではそれぞれの収入と支出を図によってお知らせします。

昭和44年度に実施したおもな事業

総務関係工事費（自転車置場、道路交通標識）156千円
平和堤建設立工事費582千円
県単農業生産基盤整備事業1,495千円
新潟地域特殊排水事業負担金1597千円
花粉採取センター整備事業61千円
県道舗装及び改良負担金160千円
村道17号線改良工事717千円　六分連絡道路1,450千円
村道5号線舗装4,553千円　村道6号線舗装工事8452千円
〃 10号線改良3,927千円　村道3号線上止工事11千円
〃 16号　〃　4,172千円　村道12号線橋梁工事192千円
〃 32号　〃　127千円
〃 37号　〃　374千円　家屋移転補償料970千円
役場小路舗装700千円　消火栓増設工事300千円
村道1号線改修工事265千円　ポンプ車庫側溝工事115千円

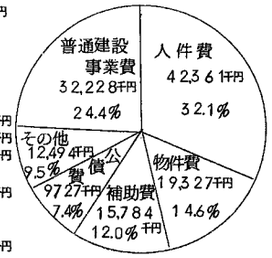

直診（診療所）会計

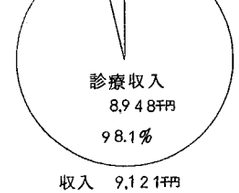

収入　9,121千円

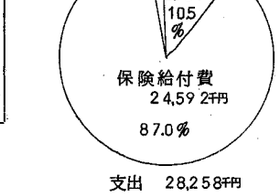

支出　28,258千円

国保会計

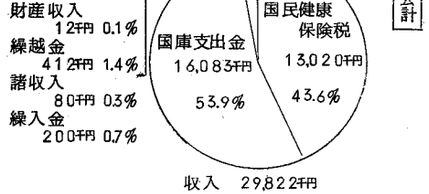

収入　29,822千円

水道会計

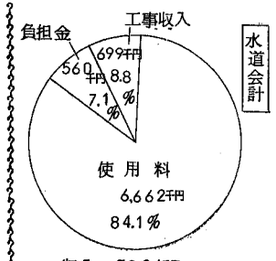

収入　7,921千円

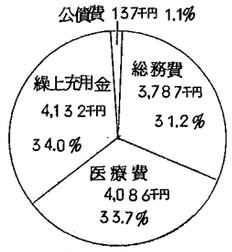

支出　12,142千円

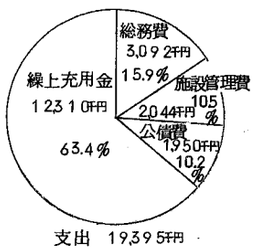

支出　19,395千円

喜びのねたきり老人特殊寝台貸与される

社会福祉事業が国の施策として大きく取り上げられ、老人福祉には数多くの施策が実施されていることは、皆様も御承知のことゝ思われます。その福祉事業のなかに長期家庭療養をされている老人に対し、今年より老人特殊寝台を貸与することになりました。

今年村には右の三人の方が該当され、十二月十三日に貸与し現在使用されて居ります。

大別当　鏡　清作
月潟　広野広司
釣寄　高木直家

寝台貸付申請するには次のような人が該当します。（実施要綱抜すい）

一、対象者　長期ねたきり老人

二、年　令　六十五才以上の方

三、身体的条件　次のいずれにも該当すること。

ア　食事に支障があること（次のいずれかに該当する事）

(1)寝たまゝたべさせてもらう
(2)横になってたべる
(3)物にもたれてたべる

イ　便所にゆけない

ウ　入浴出来ない

四、経済的条件　その世帯の生計中心者が所得税を課せられないこと

五、貸付の期間　特殊寝台を必要としなくなるまで

六、貸与金額　お金はいりません。

以上に該当する老人に貸付します。